厚生労働省省内事業仕分け（介護予防実態調査分析支援事業）
仕分け人（５名）の評決結果

○ 事務・事業

改革案では不十分 ４人	０人	① 事業を廃止（平成23年度は実施しない）
	２人	② 国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる
	０人	③ 国が実施する必要はなく、民間の判断に任せる
	０人	④ 国が実施する必要はなく、その他の実施主体に任せる （具体的な実施主体:　　）
	２人	⑤ 事業は継続するが、更なる見直しが必要 （実施方法の見直し、予算の削減など）
改革案は妥当 １人		

＜具体的な意見＞

【②国が実施する必要はなく、地方公共団体の判断に任せる】

・ 極めて地域に密着した課題であり、介護保険料支払の節減に強いインセンティブをもっているはず。自治体に委ねるべきである。国はいかなる事業が、いかなるメカニズムを通じて、どの程度のコスト削減につながるのかを実証的に明らかにすることに努めるべきであろう。

【⑤事業は継続するが、更なる見直しが必要（実施方法の見直し、予算の削減など）】

・ モデル事業の費用と効果について、数値で表すこと。
・ 事業の定着化のために、モデル事業で「どのように展開すべきか」をより研究して下さい。そして、種々の事例を示すことが大切と思います。

【改革案は妥当】

・ この事業は妥当である。将来、家庭医（家庭保健師）が各家庭の健康に関わることが好ましい。その場合には、自治体の役割も変わるのではないか。